

令和3年度 洋光台第一中学校防災計画

<一部抜粋>

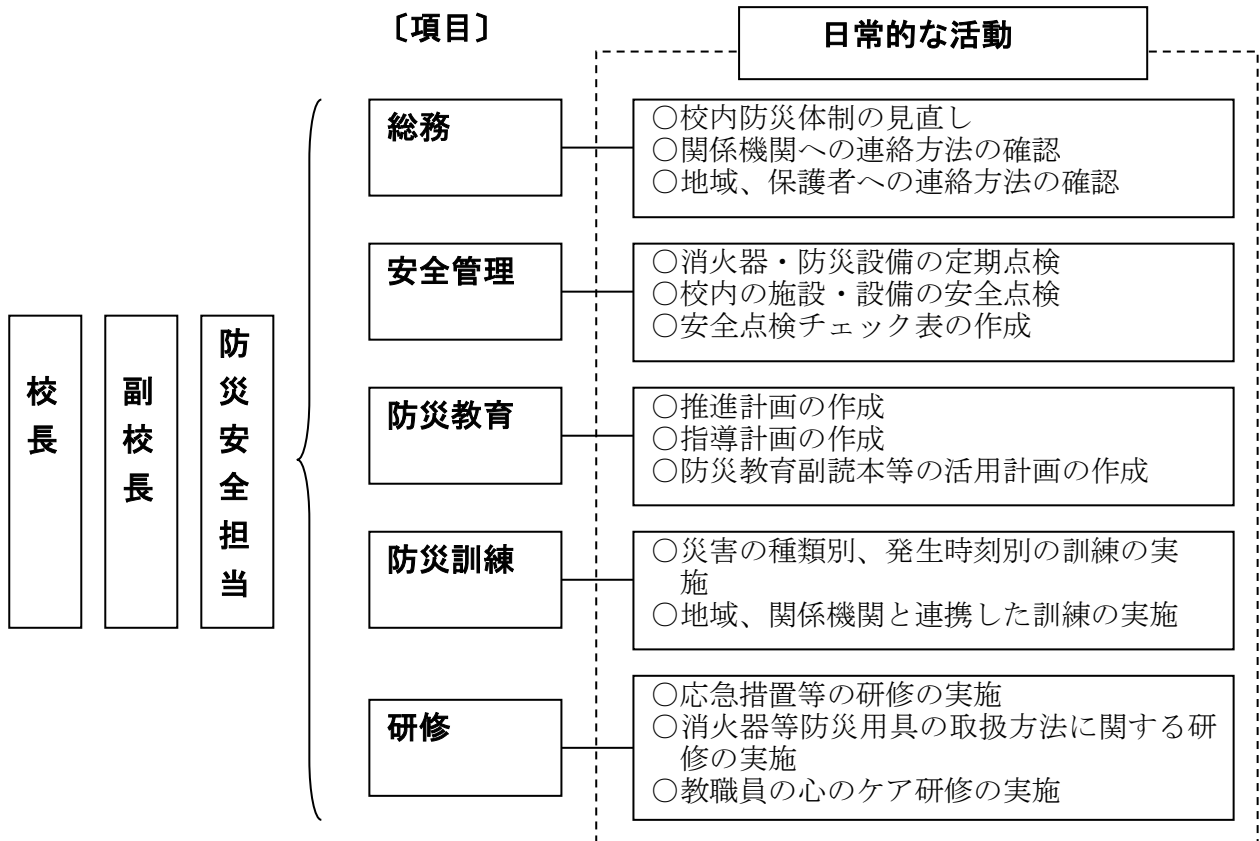
1 日常の防災体制

(1) 学校防災委員会の組織・任務

校長は、副校長、防災安全担当等を構成メンバーとする「学校防災委員会」を設置し、「学校防災計画」を作成するとともに、日常的な学校防災体制を整備する。

<学校防災委員会の主な役割>

- ① 「学校防災計画」の策定
- ② 防災教育・防災訓練の計画、実行
- ③ 教職員に対する研修の実施
- ④ 日常的な施設点検等の実施
- ⑤ 教育委員会事務局や区役所との連絡・調整、地域防災拠点運営委員会への協力



(2) 安全管理（安全点検）

① 学校の安全点検

ア 定期的な校舎の安全点検の実施 ⇒ **学校施設・設備の安全点検リスト**

- ① 毎年実施される学校施設点検表による施設全体の点検を実施する際に、併せて、防災の観点から、「**学校施設・設備の安全点検リスト**」により、施設・設備の点検を実施し、改修等の必要があると判断される場合には、学校施設点検表及び詳細内容記入欄に具体的に記入し、教育施設課に提出する。

- ② 防災訓練等の時期に併せて、校舎・設備の安全点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、壁、柱、床の亀裂、天井の剥離状況についても変化の様子を点検・記録する。

イ 転倒物、重量物等の転倒防止対策

- ① 教室内では書架や戸棚等の固定、テレビやパソコン、スクリーン等の転倒落下防止対策を講じる。
- ② 教職員用の平机やその背後にある戸棚、教卓等の位置、固定に配慮する。
- ③ 灯油、薬品の保管場所についても注意する。

ウ 学校施設設備の状況の整理

- ① 誰が見ても分かりやすい校地・校舎の平面図を準備しておく。
- ② 校舎の電気配線図を準備しておく。
- ③ 水道配管図を準備しておく。
- ④ 電話配線図を準備する。

エ プールの水を貯めた状態にしておくこと。

- ① 消防水利として指定されているプール（周辺に「消防水利」の標識が設置されている）にあっては、消防用に使用可能な状態にしておかなければならない。
- ② 消防用以外でも、災害時に水は大変貴重であることから、有効に活用しなければならない。断水時の生活用水としても利用できる。

オ 停電等で校内放送ができないときの連絡方法の準備

- ① ハンドスピーカー、メガホン、可動式無線マイク・スピーカー設備等の準備。
- ② 児童生徒が教職員の指示に的確に従うよう、日頃からの指導が重要。

カ 防災地図（ハザードマップ）の作成などによる地域の実状把握

① 学区の交通機関の現況

学区内の鉄道やバスが交通不能になった場合の子どもの安全管理を維持するためあらかじめその対応策を検討しておく。

② 通学路の危険箇所の把握

生徒の通学路には、地震発生時に危険が予想される箇所がある。ブロック塀、自動販売機、石灯籠などの倒壊、広告・看板等の落下、障害物による道路の遮断、がけ崩れ、低地での浸水等、あらかじめ通学路の安全点検をして、必要があれば通学路の変更を含めて検討する。

道路の状況や周辺の建物の密集度などにより、地震の際に落下物の危険や自動車等の追突等による火災の発生などの危険も想定される。

③ 建築物の特徴を把握

地域によって、木造建築が集中している場所、高層の建物がある場所、商住混在の場所等があり、地震の発生による被害の状況はそれぞれ地域によって異なると予想されるので、地域の特徴を把握しておくこと。

④ 学校立地の地理的特徴による危険性の把握

横浜市のホームページから検索できる「わいわい防災マップ」などから、学校周辺におけるがけ崩れ等の危険性を把握し、避難場所を確認する。

⑤ 広域避難場所など自校以外の避難可能場所の把握

がけ崩れ、土砂崩れ、地割れ、火災、水道管やガス管の破裂、津波の襲来、液状化現象、河川の護岸破壊などのため、自校が危険な状況になった場合に避難する広域避難場所等、自校以外の避難可能場所をあらかじめ確認しておく。

⑥ 学校近隣の災害時応急給水拠点等の把握

大規模地震が発生し断水となったときでも、配水池、循環式地下貯水槽などの給水拠点で応急給水を受けることができるので、地域防災計画で場所を確認しておく。

(3) 防災教育（年間指導計画）

① 防災教育の充実

ア 防災教育の目的

① 防災リテラシーの育成

防災教育は、自然災害の発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制のしくみなどをよく理解し、災害時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動を迅速に取れる能力を育成することをねらいとする。

② 自助力・共助力の育成

生徒が、災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解することに加えて、①安全に関して自らの確に対応できる判断力や行動力（自助力）を身に付けること、②災害時に他の人々と助け合いながら困難な状況に立ち向かうとともに、自ら進んで災害ボランティアとして活動できるような態度や能力（共助力）を育成することをねらいとする。

③ 人間としての生き方・いのちの大切さを考える力の育成

地域における大震災の歴史や他地域における災害の体験に学び、①いのちの尊さ、思いやりの心など人間としての生き方を考えること、②被災者の思いを共感する心を育てることなど、人間の生きることの意味、自分のいのちを守ることや、人間としての優しさについて考え学ばせることも、防災教育のねらいとする。

② 防災教育の内容の充実

① 平成21年度 安全（防犯・防災）教育指導モデル冊子等を活用し、防災に対する理解を深めるとともに、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間と防災教育との関連を図りながら、地震発生 of 仕組みや災害の危険性、危機回避のための行動の仕方など、生徒の発達段階に応じた防災教育を推進する。

② これまでの防災教育に加え、指導内容の断片性などの改善を図り、各教科での知識と訓練などを結びつけ、防災に関する知識、技能、態度を育てるための学習を総合化するなかで、多様なカリキュラムを検討のうえ実施する。

③ 危機に直面したときに児童生徒が自ら状況を判断し、自身の生命を守るために行動できる力（自助力）や、被災後、地域など集団のなかで互いに助け合って災害を乗り越えていく力（共助力）を育てる教育を、総合的な学習の時間等を活用し積極的に推進する。

学習の手法として、プロジェクト学習を活用することも効果的と考えられる。

- ④ 通学路の地図や校内の図面、家庭周辺の地図等をもとに、生徒自らが災害発生時にどのような危険が迫ってくるか予測し、その危機を回避するための方法をチームで考え、チームの行動目標を決め実践していく**危機予知トレーニング（KYT）**や**問題解決型の災害図上訓練（DIG）**などを学習に取り入れていく工夫をすることも大切である。
- ⑤ 通学路など地域で生徒が安全に避難するために、子どもたち自身が地域や専門機関の協力のもとに「**ハザードマップ**」づくりを行うことも有効である。

④ 防災教育年間実施計画

月	内容	備考
4月 ～8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災計画作成 ・ 防災機器配置確認 ・ 非常口避難経路作成及び確認 ・ 登下校の安全指導 ・ 校内防火責任者（安全点検者）の確認 ・ 生徒居住地区調査 ・ 避難訓練実施（火災） ・ 被災時、引き取り者の確認 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合防災訓練実施 ・ 大規模災害の安全避難確認 ・ 校内施設安全点検実施 ・ 校内施設安全点検まとめ 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暖房器具の安全指導・管理 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暖房器具の安全指導・管理 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難訓練実施（火災） ・ 暖房器具の安全指導・管理 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暖房器具の安全指導・管理 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暖房器具の安全指導・管理 ・ 校内施設安全点検実施 ・ 校内施設安全点検まとめ 	

2 東海地震に関連する情報や警戒宣言発表時の生徒への対応

(1) 「東海地震に関連する情報」について

ア 「東海地震に関連する情報」は、

「**東海地震に関連する調査情報(臨時)**」 東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合に発令。

「**東海地震注意情報**」 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表。

「**東海地震予知情報**」 東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表。

の3つのレベルに分けられる。

イ 予知情報を受けて、内閣総理大臣は**強化地域**に、**警戒宣言**を発令する。

ウ「強化地域」の指定は東海地方を中心に8都県263市町村が指定され、神奈川県下では19市町が強化地域の指定を受けているが、**本市は指定地区外**となっている。

しかし、本市は、これら強化地域に近接しており、東海地震発生時には、震度5弱・5強程度の揺れが予想されるため、強化地域に準じて対策を講じることとしている。

(2) 基本的対応について (概要)

	市の対応	学校の動員体制	学校における児童生徒等に対する措置
調査情報 (臨時)	警戒体制※		※警戒体制は、気象庁から発表される「東海地震に関連する調査情報(終了)」をもって廃止
注意情報	市(及び区)警戒本部の設置 (経営責任職・運営責任職)	校長・副校長	ア 在校時は、原則として授業を打ち切り、教職員の指導のもと、保護者に連絡をとった上で帰宅させる。 (ア) 学校や地域の状態、児童の実態等の状況によっては、学校において預かり(留め置き)、直接保護者に引き渡す。
予知情報 ↓ 警戒宣言 発令	市(及び区)災害対策本部の設置 (<u>全員配備</u>)	<u>全員配備</u> 勤務時間外において警戒宣言の報道に接したときは、動員命令を待つことなく自発的に参集する。	(イ) 連絡がとれない家庭、留守家庭等の児童生徒については、学校において預かり(留め置き)、直接保護者に引き渡す。 (ウ) 市外等遠隔地からの通学者については、学校において預かり(留め置き)、直接保護者に引き渡す。 イ 通学中又は在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、休校とする。 なお、登下校時にあつては、安全に帰宅させるための措置を講じる。

(3) 「東海地震注意情報」発令時の対応

ア 市立学校における職員の配置と動員

- ① 市立学校については、校長、副校長が、それぞれ所属校に参集する。
- ② 防災活動上必要と認めるときは、校長の判断により、配備体制を強化することができる。

イ 「注意情報」発令時における学校がとるべき措置

① 「東海地震注意情報」等の伝達

- ・来校者、生徒、教職員に対して、「東海地震注意情報」等の内容を非常放送、校内放送等により伝達する。

- ・冷静な行動、とるべき措置について周知する。

(4) 生徒等に対する措置

- ア 在校時は、原則として授業を打ち切り、教職員の指導のもと、保護者に連絡をとった上で帰宅させる。
- ① 学校や地域の状態、生徒の実態等の状況によっては、学校において預かり（留め置き）、直接保護者に引き渡す。
生徒カードには引き取り者にサインをもらう箇所がある、近所などの人などで代理で引き取りをする際の確認としてつかう。
生徒カードに引き取り者として書かれていない人の引き取りはできない。
そのまま留め置きをする。
 - ② 連絡がとれない家庭、留守家庭等の生徒については、学校において預かり（留め置き）、直接保護者に引き渡す。
 - ③ 市外等遠隔地からの通学者については、学校において預かり（留め置き）、直接保護者に引き渡す。
- イ 通学中又は在宅中に注意情報が発せられた場合は、休校とする。
なお、登下校時にあつては、安全に帰宅させるための措置を講じる。

(8) 「東海地震予知情報」「警戒宣言」発令時の対応

ア 学校教職員の配備体制及び学校災害対策本部の設置

- ① 警戒宣言が発令されたとき、学校教職員は**全員配備**となり、勤務場所以外にいるときは、**動員命令**を待つことなく**所属校へ参集**しなければならない。
- ② 学校長は、警戒宣言発令を受けて、**学校災害対策本部を設置し、あらかじめ定めた班編成に基づき、教職員を配備につけ、地震防災応急活動を命ずる。**

イ 児童生徒等に対する措置（通級生徒もこれに準じる）

- ① 在校時は、原則として授業を打ち切り、教職員の指導のもと、保護者に連絡をとった上で帰宅させる。
 - ・学校や地域の状態、生徒の実態等の状況によっては、学校において預かり（留め置き）、直接保護者に引き渡す。
 - ・連絡がとれない家庭、留守家庭等の生徒については、学校において預かり（留め置き）、直接保護者に引き渡す。
 - ・市外等遠隔地からの通学者については、学校において預かり（留め置き）、直接保護者に引き渡す。
- ② 通学中又は在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、休校とする。
なお、登下校時にあつては、安全に帰宅させるための措置を講じる。
- ③ 校外活動時
 - ・宿泊を伴う校外活動時（修学旅行、社会見学等）の場合は、強化地域内外を問わず、所在地の警戒本部または災害対策本部の指示に従い、状況を速やかに学校に連絡する。校長は、情報を保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会事務局に報告し、現地の責任者に適切な指示を与える。

- ・ 宿泊を伴わない校外活動時（日帰り遠足、社会見学等）、行き先が強化地域内の場合は、上と同様の対応とする。

行き先が強化地域外の場合は、所在地の官公署等で情報を得るとともに、状況を速やかに学校に連絡し、原則として即時帰校する。帰校後、児童生徒等の措置は在校時と同様にする。ただし、交通機関の運行状況や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの学校等安全な場所に避難し、状況を速やかに学校に連絡する。校長は、情報を保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会事務局に報告する。

3 大規模地震発生時の初期対応

(1) 大規模地震の定義

大規模地震は、次のとおり定義する。

震災時における教職員の動員体制の自動参集の基準である、

「市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたとき」

○職員は地震配備体制が発令されたときは、全力を持って災害応急対策に従事しなければならない

○自校の区や地域が震度5強以上の地震でない場合でも、横浜市内のどこか1地点でも震度5強が観測されれば、全校で大規模地震が発生した場合の初期対応を行う。

次の場合、学校は、早期に学校災害対策本部を設置し、初期対応を行う。

- ・ 市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたとき
- ・ 東海地震「警戒宣言」が発令された場合

そのため、あらかじめ震災時における動員体制を教職員全員が理解し、組織的な対応が図れるように準備しておく。

学校長は、あらかじめ定めた班編成に基づき職員を配備につけ、地震防災応急活動を命ずることとなる。その際、定められた班編成を基本としつつ、弾力的な人員配置を行う。

ア 校長は、生徒の安全確保を図るため、災害時における学校災害対策本部の組織を定め、校長を本部長とし、全教職員の役割分担を決める。

イ 班の編成・名称等については、各学校の人員体制等実情に応じて編成する。

また、班は、災害の発生状況や事態の推移によって、その必要性が異なることから、弾力的に編成する。

ウ 班の編成については、核となる担当者を定め、あとは臨機応変に対応できるシステムにすることが望ましい。

また、職員は、震度5強の地震が起こった場合、全員が所属する学校に参集するが、

出張等で不在の場合、夜間・休日等で教職員の参集に時間がかかっている場合、担当系の任務が一部終了した際などに、弾力的対応がとれるように計画する。

エ 住民対応・避難場所支援班は、地域防災拠点として指定されている学校はもとより、指定されていない学校であっても、避難者（帰宅困難者も含めた）が来ることも想定して準備しておく。

オ 教育再開については、災害発生直後からではなく、被害の規模・程度にもよるが、発災後3日程度経過した後に準備を始めることが想定されるが、特に班を編成するのではなく、学校本来の業務であるため、教育再開の準備活動として行うこととする。

カ 日頃から災害時の役割を教職員に周知徹底する。

キ 地域防災拠点運営委員会においても、校長は委員を兼ねている。

また、地域防災拠点運営委員会には、「学校再開準備班」があり、震災時には、教職員も代表者が参加することになっている。（⇒本章第3節参照）

（４） 児童生徒の預かり、引き渡しの対応

大規模地震（「市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたとき」）発生の際は、直ちに授業を打ち切り、次のとおりとする。

児童生徒の預かり、引き渡しについて

○ 保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かる（留め置く）こととする。

※預かり、引き渡しの例外

各保護者が生徒カードに予め近所の方の名前等の記入をしている場合はこの限りでない。

ア 大規模地震にあたらぬ地震発生時の対応

本計画で定義している大規模地震にあたらぬ地震（市域のいずれの場所でも、震度5弱以下の地震であった場合）の対応については、校長が適切に判断することとする。

ただし、（イ）のように預かり、引き渡しが必要となる場合もあることに留意する。

また、学校で預かる（留め置く）際や集団下校させる際は、事前に保護者へ周知すること。

イ その他預かり、引き渡しの対応が必要となる事象

大規模地震にあたらぬ地震発生時においても、次のような場合は、大規模地震発生時と同様の対応を行うこととする。

① 自校周辺の鉄道等の運行状況を確認し、再開の見込みが立たない場合

※対象の路線をどの路線とするかは各校の判断とし、各校が策定する学校防災計画内に記載することとする。

② 学校及び周辺の地域が停電となっていて、生徒を安全に帰宅させられないと判断される場合

※保護者が留守の家に児童生徒を帰宅させることは、かえって危険である。大きな余震があつて家が倒壊することも考えられる。